

2 関係法令等

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第3条 市は、別表第1のとおり産業観光施設を設置する。

（使用又は利用の許可）

第3条の2 産業観光施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。））に使用又は利用の許可を行わせる産業観光施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 産業観光施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 産業観光施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、産業観光施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用又は利用の許可の取消し等）

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

（利用料金）

第6条 別表第3の左欄に掲げる産業観光施設を利用しようとする者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 3 利用料金の額は、別表第3の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用又は利用の制限等)

第8条 市長は、産業観光施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用若しくは利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者)

第9条 市長は、産業観光施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該産業観光施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該産業観光施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 北九州国際展示場の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。
- 3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該産業観光施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う産業観光施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 産業観光施設の維持管理に関すること。
- (2) 産業観光施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い産業観光施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、産業観光施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

別表第1(第3条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
観光施設	市民及び観光客に対し、健康的ないこいの場（憩いの場の利用について利便を提供する施設を含む。）を提供する。	北九州市小倉城	北九州市小倉北区内2番1号

別表第3(第6条関係)

施設の種類	金額					備考
	入城料		大人	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	
小倉城	—					1 特別の催物を開催する場合の入城料は、1人1回1,000円とする。
	個人	1人1回	円	円	円	2 市長及び教育委員会
	団体 (30人以上)		350	200	100	が別に定める北九州市小倉城、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)別表第1の2に規定する小倉家庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)別表第2に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入城料は、大人にあつては210円、中学校及び高等学校の生徒にあつては120円、小学校の児童にあつては60円とする。
			280	160	80	

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（供用時間及び休業日）

第1条 産業観光施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者に管理を行わせようとする産業観光施設の概要等の公表）

第6条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする産業観光施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第9条の2第2項の場合においては、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第7条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第8条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する産業観光施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

別表第1(第1条関係)

産業観光施設の種類	供用時間	休業日	備考
小倉城 旧古河鉱業若松ビル	(1) 4月1日から10月 31日まで 午前9時から午後6 時まで (2) 11月1日から翌年 の3月31日まで 午前9時から午後5時ま で	12月29日から同月31日 まで	1 市長が特に必要 があると認める ときは、休業日 若しくは供用時 間を変更し、又 は臨時に休業日 を指定すること ができる。 2 休日とは、国民 の祝日に関する 法律(昭和23年法 律第178号)に規 定する休日をい う。

○北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する都市公園をいう。
- （2） 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- （3） 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- （4） 有料施設 市が設置し、有料で使用させる都市公園（公園施設を除く。）及び公園施設をいう。
- （5） 公園予定区域 法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。
- （6） 予定公園施設 法第33条第4項に規定する予定公園施設をいう。
- （7） 霊園 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）にいう墓地で、緑地を有するものをいう。
- （8） 駐車場 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。
- （9） 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （10） 自転車貸出し施設 市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設をいう。

（使用又は利用の許可）

第7条 有料施設の使用又は利用をしようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 有料施設の設置の目的に反するとき。
- （3） 有料施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、有料施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第10条 都市公園又は公園施設の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料又は占用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。

(利用料金)

第11条の2 別表第1の2の左欄に掲げる有料施設を利用しようとする者は、当該有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第1の2の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第11条の3 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(指定管理者)

第36条 市長は、都市公園（市が設置する公園施設を含む。）、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設（以下「都市公園等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第36条の3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。
- (2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第36条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第36条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者

2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

1 公園施設の設置・管理の使用料

種別		使用料		備考
公園施設の設置	売店及び飲食店	1平方メートル1月につき	円 200	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 2 許可の期間が1月に満たないとき、又は許可の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 3 使用料は、許可の際納入すること。ただし、許可の期間が1年を超える場合は次年度以降の使用料は、当該年度の4月末日までに納入すること。
	その他の施設	1平方メートル1月につき	100	
公園施設の管理	和布刈公園軽飲食店	1月につき	45,000	
	北九州市民球場売店	1月につき	2,000	
	高炉台公園売店	1月につき	20,000	

2 都市公園の占用料

種別			金額	備考	
電柱類	本柱	第1種	1本につき1年	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。 2 占用料が年額のものについては、期間が1年に満たないとき、又は期間に1年未満の端	
		第2種			900円
		第3種			1,400円
	支柱、支線柱及び支線	第1種	1本につき1年		900円
		第2種			1,400円
		第3種			1,900円
共架電線その他上空に設ける線類		1メートルにつき1年	8円		
地下電線その他地下に設ける線類		1メートルにつき1年	5円		
鉄塔		1平方メートルに	1,600円		

	つき1年			数があるときは1年として、 占用料が日額のものについては、 期間が1日に満たないとき、 又は期間に1日未満の端数があるときは1日として計算する。 3 占用料は、許可の際納入すること。 ただし、許可の期間が1年を超える場合は、 次年度以降の占用料は、当該年度の 4月末日までに納入すること。
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,600円		
地下埋設管	1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	34円	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	48円	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	72円	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	96円	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	150円	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	200円	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	340円	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	480円	
		外径が1メートル以上のもの	960円	
通路、鉄道、公共駐車場、防火水槽、水道施設、下水道施設、変電所その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	1,800円		
橋、道路及び鉄道で高架のもの	1平方メートルにつき1年	1,200円		
標識	1本につき1年	1,300円		
郵便差出箱及び信書便差出箱、天体、気象又は土地観測施設その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1年	670円		
工事中板囲、足場、詰所その他の工事施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートルにつき1日	32円		
占用物件を設けるその他の占用	1平方メートルにつき1日	32円		
その他の占用	業としての写真撮影	1台につき1日	170円	
	募金、物品の販売その他営業行為	1平方メートルにつき1日	170円	
	競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	15円	

注

- 1 電柱類の本柱のうち、第1種とは、本柱（当該本柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該本柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第2種とは、本柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種とは、本柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 支柱、支線柱及び支線（以下「支柱等」という。）の種別は、当該支柱等の本柱の種別によるものとする。
- 3 共架電線とは、電柱類を設置する者以外の者が当該電柱類に設置する電線をいう。

3 有料施設の使用料

施設の種類の等		使用料				備考			
プール	和布刈塩水プール 大里プール 文化記念プール 紫川河畔プール 大池プール 折尾プール 上津役プール 木屋瀬プール 岩ヶ鼻市民プール	共用	区分		一般	中学校の生徒	小学校の児童 以下の者	1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 共用で使用する場合に使用時間が2時間を超えたときは、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割（回数券又は定期券で入場した者にあつては、個人の規定使用料の額の5割）に相当する額を加算する。	
			個人	1人1回（2時間以内）	360円	190円	100円		
					団体	30人以上50人未満	1人1回（2時間以内）		320円
			50人以上	1人1回（2時間以内）					280円
					回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,880円		1,520円
			定期券	1月	4,320円	2,280円	1,200円		
		専用	区分			平日	土曜日 日曜日 休日		
			50メートルプール		1面（1時間以内）	6,150円	6,750円		
			25メートルプール		1面（1時間以内）	3,900円	5,100円		
			飛込プール		1面（1時間以内）	3,900円	5,100円		
野球場	門司球場 北九州市民球場 桃園球場 本城球場 的場池球場	専用	硬式野球 準硬式野球 軟式野球 ソフトボール	一般	1面1回（1時間以内）	4,050円	使用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 営利又は収益を目的としない場合 入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該額が規定使用料の額の15割に相当する		
				高等学校の生徒以下の者	1面1回（1時間以内）	2,020円			
			軟式野球 ソフトボール	一般	1面1回（1時間以内）	1,200円			
高等学校の生徒以下の者	1面1回（1時間以内）	900円							
老松球場 萩ヶ丘球場 大池球場 岡田球場	専用	軟式野球 ソフトボール		一般	1面1回（1時間以内）	1,200円			
				高等学校の生徒以下の者	1面1回（1時間以内）	900円			
				一般	1面1回（1時間以内）	1,200円			
				高等学校の生徒以下の者	1面1回（1時間以内）	900円			

						額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。 (2) 営利又は収益を目的とする場合 一般の者に係る規定使用料の額に3を乗じて得た額に、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が1人当たりの入場料等の最高額に300を乗じて得た額に満たないときは、当該300を乗じて得た額)を加えて得た額		
陸上競技場	本城陸上競技場	競技場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	1 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。 2 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
				1人1回(2時間以内)		150円		40円
				回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	1,200円		320円
				定期券	1月	1,800円		480円
				専用	1時間又はその端数ごとに			4,070円
	器具	陸上競技用具	1日1個又は1組		220円			
			1式		22,500円			
			テント	1日1張	450円			
			長机	1日1脚	60円			
			折り畳み椅子	1日1脚	40円			
その他	コインロッカー	1回	100円					
運動場	曾根臨海運動場 ひびきコスモス運動場 桃園運動場 香月中央運動場	専用	一般	1面1回(1時間以内)	1,200円			
			高等学校の生徒以下の者	1面1回(1時間以内)	900円			

	本城運動場									
	文化記念運動場	—								
庭球場	三萩野庭球場 紫川河畔庭球場 文化記念庭球場 吉田太陽の丘庭球場 桃園庭球場 (全天候舗装コート) 香月中央庭球場	共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。			
			1人1回(2時間以内)	490円	240円	150円				
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,920円	1,920円		1,200円		
				定期券	1月	5,880円		2,880円	1,800円	
				6月	24,500円	12,000円		7,500円		
				12月	35,280円	17,280円		10,800円		
			専用	1面1回(1時間以内)				1,260円		
		庭球場	田野浦庭球場 桃園庭球場 (クレークコート)	共用	区分	一般		高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
					1人1回(2時間以内)	300円		150円	90円	
					回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)		2,400円	1,200円	
定期券	1月					3,600円	1,800円	1,080円		
	6月				15,000円	7,500円	4,500円			
	12月				21,600円	10,800円	6,480円			
専用	1面1回(1時間以内)						750円			
弓場	勝山弓道場 桃園弓道場の池弓道場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。				
			1人1回(2時間以内)		250円		120円			
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,000円		960円			
				定期券	1月		3,000円	1,440円		
		専用	1時間又はその端数ごとに		600円					
柔道場	大里柔剣道場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用する				
			1人1回(2時間以内)		250円		120円			
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,000円		960円			
				定期券	1月		3,000円	1,440円		
		専用	1時間又はその端数ごとに		1,200円					

剣道場	用			徒	以下の者	るときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
		1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円		
		回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円		960円
		定期券	1月	4,680円	2,280円		1,440円
			3月	8,580円	4,180円		2,640円
専用	柔道場 剣道場	1時間又はその端数ごとに		990円			
体育館	三萩野体育館	共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	1 A及びBの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、体育行事に使用するとき。 (2) Bは、体育行事以外の行事に使用するとき。 2 八幡東体育館及び的場池体育館体育室の専用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。 3 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 営利又は収益を目的としない場合 規定使用料の額の15割に相当する額 (2) 営利又は収益を目的とする場合 規定使用料の額の30割に相当する額
			1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	
	専用	区分		平日	土曜日 日曜日 休日		
		A	1時間又はその端数ごとに	1,260円	1,520円		
		B	1時間又はその端数ごとに	1,900円	2,300円		
	八幡東体育館	共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	
			1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	
		専用	区分		平日	土曜日 日曜日 休日	
A			1時間又はその端数ごとに	2,580円	3,110円		
B			1時間又はその端数ごとに	3,880円	4,670円		
的場池体育館	体育室	共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	
			1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円
		専用	区分		平日	土曜日	

		用			日曜日 休日	
		A	1時間又はその端数ごとに	2,580円	3,110円	
		B	1時間又はその端数ごとに	3,880円	4,670円	
	会議室等	区分		平日	土曜日 日曜日 休日	
		第1会議室 視聴覚音楽室	1時間又はその端数ごとに	600円	720円	
		第2会議室	1時間又はその端数ごとに	450円	540円	
		第3会議室	1時間又はその端数ごとに	300円	360円	
		工芸室	—			
	器具	ピアノ	1回		3,000円	
その他	高塔山公園野外音楽堂 高炉台公園野外音楽堂	1時間又はその端数ごとに		400円		使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額）とする。
文化記念公園管理棟	各室使用料	会議室	使用面積が200平方メートル以上のとき	1時間又はその端数ごとに	400円	
			使用面積が100平方メートル以上200平方メートル未満のとき	1時間又はその端数ごとに	270円	
			使用面積が100平方メートル未満のとき	1時間又はその端数ごとに	130円	
		和室・調理室		1時間又はその端数ごとに	230円	
	器具使用料	調理用コンロ	1台	1時間又はその端数ごとに	60円	
		電気コンセント	1個 1回		150円	

延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。		<ol style="list-style-type: none"> 1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。
帆柱公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以内）	1,000円以下の範囲内で規則で定める額	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車	1台1回（2時間以内）	100円以下の範囲内で規則で定める額	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。 3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。
		1台1回（2時間を超えて4時間以内）	200円以下の範囲内で規則で定める額	
1台1回（4時間を超えた場合）	300円以下の範囲内で規則で定める額			
大池公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて		1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通

			1 2時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。
--	--	--	--	------------------------------------

注

- 1 この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「国民の祝日」とは同法第2条に規定する国民の祝日をいう。
- 2 使用料は、許可の際納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 3 冷暖房設備又は照明設備その他の電気設備で市長が定めるものを使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。

別表第1の2（第11条の2関係）

施設の種類の等	金額				備考	
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒			
白野江植物公園	入園料	個人 1人	300円	150円	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。	
		団体 (25人以上) 1回	240円	120円		
		大型自動車 中型自動車 普通自動車	1台1回（1日以内）	1,000円		300円
到津の森公園	入園料	個人 1人	1,000円	500円	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。	
		団体 (25人以上) 1回	800円	400円		
		大型自動車 中型自動車 普通自動車	1台1回（1日以内）	1,000円		600円
小倉城庭園	入場料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	市長及び教育委員会が別に定める北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和4

	個人	1人1回	350円	200円	100円	7年北九州市条例第6号)別表第1に規定する北九州市小倉城、小倉城庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)別表第2に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入場料は、一般にあつては190円、中学校及び高等学校の生徒にあつては90円、小学校の児童にあつては60円とする。			
	団体 (30人以上)		280円	160円	80円				
各室 利用料	区分	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。			
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日		平日	土曜日 日曜日 休日	
	和室1	2,040円	2,400円	2,400円	2,640円		2,400円	3,120円	3,720円
	和室2	2,040円	2,400円	2,400円	2,640円		2,400円	3,120円	3,720円
	和室3	1,560円	1,800円	1,800円	2,040円		1,800円	2,400円	2,800円
研修室	960円	1,080円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円	1,560円	1,920円	
冷暖房設備 利用料	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額								
水環境館 入館料	区分	一般		小・中学校の児童及び生徒					
	1人1回	150円		70円					
勝山公園 駐車施設	普通自動車		1台につき30分又はその端数ごとに	150円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり1,000円		1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。			
山田緑地 入園料	区分	一般		小・中学校の児童及び生徒		国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。			
	1人1回	150円		70円					

森の家	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		1 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。 2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多目的ホール	6,900円	7,950円	9,900円	11,850円	
		大会議室	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
		小会議室	900円	1,650円	1,500円	2,400円	
		講習室	2,850円	4,650円	4,350円	7,050円	
	映像室	1,950円	3,300円	3,000円	4,950円		
	冷暖房設備利用料	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額					
山田緑地 駐車施設	大型自動車	1台1回（1日以内）			1,000円		大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車				300円		
志井ファミリープール	入場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児		
		個人	1人1回	400円	200円	50円	
	団体（25人以上）		320円	160円	40円		
施設利用料	波のプール	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児		
		個人	1人1回	300円	150円	50円	
		団体（25人以上）		240円	120円	40円	
	スライダープール	1人1回			100円		
	川下りプール	1人1回			100円		
器具利用料	ゴムボート	1回（1時間以内）			500円		
	ボディボード	1回（2時間以内）			300円		

	その他利用料	コインロッカー	1回	100円			
響灘緑地広場	入園料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。		
		1人1回	150円	70円			
ひびき動物ワールド	入場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒			
		1人1回	300円	150円			
		回数券(4枚つづり)	1人1回	1,000円	500円		
ポニー広場	乗馬料	個人	1人1回	450円	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の下に乗馬するときに限る。		
		団体(25人以上)		360円			
		1頭につき30分又はその端数ごとに		3,000円			
	馬車利用料	区分	一般	中学校の生徒以下の者			
		1人1回	300円	150円			
熱帯生態園	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒				
		1人1回	450円	220円			
		回数券(4枚つづり)	1人1回	1,000円	500円		
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円	
		講習室	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円	
	会議室	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円		
	冷暖房設	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額					

	備 利 用 料						
響灘 緑地 野外 ステ ージ	1時間又はその端数ごとに			1, 5 00円	利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。		
サイ クリ ング ター ミナ ル	自 転 車 利 用 料	区分	一般	中学校の生 徒	小学校 の児童 以下の 者		
		基本利 用料	1台2時間 以内	300円	190円		150 円
		超過利 用料	1台2時間 を超える3 0分又はそ の端数ごと に	70円			
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1回	100円			
響灘 緑地 駐車 施設	大型自動車 中型自動車 普通自動車	1台1回（1日以内）		1, 000円 300円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。		

注

- 1 この表において「国民の祝日」とは国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日をいい、「休日」とは同法第3条に規定する休日をいう。
- 2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、後納とすることができる。

○北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則
(抜粋)

(有料施設の供用時間等)

- 第1条 有料施設（次項に規定するものを除く。）の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。
- 2 延命寺臨海公園駐車施設、勝山公園駐車施設、三萩野公園駐車施設、帆柱公園駐車施設及び大池公園駐車施設の供用時間、入庫時間及び出庫時間は、別表第1の2のとおりとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する有料施設について、臨時に休業日を指定することができる。

(行為の許可手続)

- 第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号。以下「条例」という。）第4条の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 占用する都市公園の名称
- (3) 行為の目的及び内容
- (4) 占用の期間
- (5) 占用の面積
- (6) 復旧方法

(有料施設の使用又は利用の許可手続)

- 第3条 条例第7条第1項の規定により許可を受けようとする者が有料施設を専用又は団体で使用又は利用をしようとするものであるときは、次に掲げる事項（団体で使用又は利用をするときにあっては、第5号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を市長（指定管理者に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者）に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める電気通信回線を利用する方法によることができる者については、この限りでない。
- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 使用又は利用をする有料施設の名称及び使用又は利用の範囲
- (3) 使用又は利用の目的
- (4) 使用又は利用の日時
- (5) 入場料等の徴収の有無

(駐車場使用料)

- 第3条の2 条例別表第1の3 有料施設の使用料のその他の項に規定する延命寺臨海公園駐車施設、三萩野公園駐車施設、帆柱公園駐車施設及び大池公園駐車施設の使用料に係る規則で定める額は、別表第1の3のとおりとする。

(利用料金の額の承認の告示)

第4条の4 市長は、条例第11条の2第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第16条の2 市長は、都市公園等(条例第36条に規定する都市公園等をいう。以下同じ。)について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第36条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第16条の3 条例第36条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第16条の4 市長は、都市公園等について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第16条の5 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する都市公園等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

別表第1(第1条関係)

区分		供用時間	休業日	備考
プール	志井ファミリープール	午前9時30分から午後6時30分まで	1月から6月まで及び9月から12月まで	1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、有料施設の供用時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。
	木屋瀬プール	25メートルプール 午前9時30分から午後5時まで	(1) 1月から6月まで及び9月から12月まで (2) 7月1日から同月20日までの期間のうち、日曜日、土曜日及び休日並びに市長が別に定める日を除いた日並びに8月26日から同月31日までの期間のうち、市長が別に定める日を除いた日	

	幼児用 プール	午前9時30分から午後 5時まで	1月から6月まで及び 9月から12月まで
	その他のプー ル	午前9時30分から午後 5時まで	1月から6月まで及び 9月から12月まで
	北九州市民球 場	(1) 4月から10月 まで 午前9時から午後9時 まで (2) 11月から翌年 の3月まで 午前9時から午後6時 まで	12月29日から翌 年の1月3日までの日
野球場	その他の球場	(1) 4月から10月 まで 午前6時から午後9時 まで (2) 11月から翌年 の3月まで 午前6時から午後6時 まで	
陸上競技 場	共用	午前7時から午後8時ま で	
	専用	午前7時から午後9時ま で	
運動場		午前6時から午後9時ま で	
庭球場		(1) 4月から11月 まで 午前7時から午後9時 まで (2) 12月から翌年 の3月まで 午前7時から午後6時 まで	
弓場 柔剣道場		午前9時から午後9時ま で	
体育館		午前9時から午後9時ま で	
野外音楽堂		(1) 4月から9月ま で 午前9時から午後9時 まで (2) 10月から翌年 の3月まで 午前9時から午後8時 まで	
響灘緑地野外ステージ		午前9時から午後5時ま で	(1) 火曜日（その 日が休日に当たると きは、その翌日） (2) 12月29日

		から翌年の1月3日までの日	
サイクリングターミナル	午前9時から午後5時まで	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	
小倉城庭園	(1) 4月から10月まで 午前9時から午後6時まで(和室1、和室2、和室3及び研修室は、午前9時から午後9時まで) (2) 11月から翌年の3月まで 午前9時から午後5時まで(和室1、和室2、和室3及び研修室は、午前9時から午後9時まで)	12月29日から同月31日までの日(和室1、和室2、和室3及び研修室は、月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日)	
水環境館	午前10時から午後7時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	
文化記念公園管理棟	(1) 日曜日 午前9時から午後5時まで (2) その他の日 午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日 (2) 休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日	
ひびき動物ワールド	午前9時から午後5時まで	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	
白野江植物公園	午前9時から午後5時まで		
到津の森公園	午前9時から午後5時まで		
山田緑地 響灘緑地広場	午前9時から午後5時まで		
森の家	午前9時から午後5時まで		
熱帯生態園	午前9時から午後5時まで		
都市緑化センター	午前9時から午後5時まで		
白野江植物公園駐車施設 到津の森公園駐車施設 山田緑地駐車施設 響灘緑地駐車施設	午前9時から午後5時まで		

別表第1の2（第1条関係）

区分	供用時間	入庫時間	出庫時間	備考
延命寺臨海公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで	1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日という。
勝山公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後10時まで	午前0時から午後12時まで	
三萩野公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前5時から午後10時まで	午前0時から午後12時まで	2 市長は、特に必要があるとき、供用時間、入庫時間又は出庫時間を変更することができる。
帆柱公園 駐車施設	山麓駅前 広場駐車 場バス駐 車場	(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後10時10分まで	(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後10時10分まで	
		(2) その他の日 午前9時30分から午後6時10分まで	(2) その他の日 午前9時30分から午後6時10分まで	
	立体駐車場	午前5時から午後10時30分まで	午前0時から午後12時まで	
大池公園駐車施設	午前0時から午後12時まで	午前5時から午後10時まで	午前0時から午後12時まで	

別表第1の3（第3条の2関係）

駐車施設	使用料の額		備考
延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。	
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円
帆柱公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以内）	1,000円
	普通自動車	1台1回（2時間以内）	100円
		1台1回（2時間を超えて4時間以内）	200円
	1台1回（4時間を超えた場合）	300円	使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円を加算する。
大池公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。	

別表第2（第4条関係）

設備	使用料の額
----	-------

冷暖房設備	体育館	的場池体育館	視聴覚音楽室		30分又はその端数ごとに 240円	
			第1会議室		30分又はその端数ごとに 220円	
			第2会議室		30分又はその端数ごとに 80円	
	その他	文化記念公園管理棟	会議室	使用面積が200平方メートル以上のとき	30分又はその端数ごとに 360円	
				使用面積が100平方メートル以上200平方メートル未満のとき	30分又はその端数ごとに 240円	
				使用面積が100平方メートル未満のとき	30分又はその端数ごとに 120円	
和室			30分又はその端数ごとに 60円			
照明設備	野球場	北九州市民球場	営利又は収益を目的としない場合		1基につき30分又はその端数ごとに 950円	
			営利又は収益を目的とする場合		30分又はその端数ごとに 30,000円	
		門司球場		30分又はその端数ごとに 2,800円		
		的場池球場		30分又はその端数ごとに 2,200円		
		三萩野球場		30分又はその端数ごとに 1,900円		
		高炉台球場		30分又はその端数ごとに 700円		
		都島球場		30分又はその端数ごとに 600円		
		老松球場 萩ヶ丘球場 大池球場 岡田球場		30分又はその端数ごとに 550円		
	陸上競技場	本城陸上競技場	共用 専用	30分の1灯	1人30分又はその端数ごとに 50円	
				全灯	30分又はその端数ごとに 12,000円	
				3分の2灯	30分又はその端数ごとに 11,000円	
				3分の1灯	30分又はその端数ごとに 8,700円	
				5分の1灯	30分又はその端数ごとに 7,000円	
				15分の1灯 30分の1灯	30分又はその端数ごとに 5,800円 30分又はその端数ごとに 5,400円	
	運動場	桃園運動場	専用	1面につき30分又はその端数ごとに 700円		
香月中央運動場		専用	1面につき30分又はその端数ごとに 900円			
文化記念運動場		専用	30分又はその端数ごとに 650円			
庭球場	三萩野庭球場	共用	1人30分又はその端数ごとに 50円			
	文化記念庭球場 香月中央庭球場	専用	1面につき30分又はその端数ごとに 200円			
柔剣道場	大里柔剣道場	柔道場	専用	30分又はその端数ごとに 80円		
		剣道場	専用	30分又はその端数ごとに 80円		
体育館	三萩野体育館	専用		30分又はその端数ごとに 150円		
	八幡東体育館	競技場	専用	30分又はその端数ごとに 240円 (照明設備の)		

					2分の1以下を使用するときは120円)
			観覧席	専用	30分又はその端数ごとに 50円
		的場池体育館	競技場	専用	30分又はその端数ごとに 340円 (照明設備の2分の1以下を使用するときは170円)
			観覧席	専用	30分又はその端数ごとに 30円
その他の電気設備	野球場	北九州市民球場	スコアボード	全部を使用する場合	30分又はその端数ごとに 650円
				得点及び判定の表示の部分のみを使用する場合	30分又はその端数ごとに 490円
	体育館	的場池体育館	工芸室の電気炉		30分又はその端数ごとに 230円

別表第2の2 (第4条の3関係)

区分		金額
小倉城庭園	和室3	30分又はその端数ごとに60円
	研修室	30分又はその端数ごとに40円
森の家	多目的ホール	30分又はその端数ごとに1,220円
	大会議室	30分又はその端数ごとに420円
	小会議室	30分又はその端数ごとに350円
	講習室	30分又はその端数ごとに560円
	映像室	30分又はその端数ごとに450円
都市緑化センター	イベントホール	30分又はその端数ごとに420円
	講習室	30分又はその端数ごとに140円
	会議室	30分又はその端数ごとに40円

○北九州市個人情報保護条例（抜粋）

（利用目的の明示）

第8条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- （1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- （2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- （3） 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（正確性の確保）

第9条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が公の施設の管理を行う場合には、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第11条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項に規定する受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(5) 出版、報道等により公にされているとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 実施機関は、前項第6号に規定する特別の理由があると認めて保有個人情報を提供するとき

は、あらかじめ、北九州市個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

- 4 第2項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 5 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。
- 6 実施機関は、第2項本文の規定にかかわらず、事務の遂行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講ぜられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による実施機関以外のものへの保有個人情報の提供をしてはならない。
- 7 実施機関は、第2項及び前項の規定に基づき通信回線による電子計算組織の結合による提供を行った場合には、北九州市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録に記録されたものを除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(苦情処理)

第63条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第64条 実施機関は、毎年度1回、この条例の施行の状況について、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(委任)

第65条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第66条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第3項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第67条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報(指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、文書、図画及び電磁的記録に記録され、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第68条 第66条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第69条 第67条に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第70条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第71条 第49条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第72条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

